

岐阜県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について

平成19年2月1日

告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、株式会社十六銀行を岐阜県後期高齢者医療広域連合指定金融機関に指定する。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。